

証券モニタリングに関する基本指針

令和7年5月

証券取引等監視委員会

証券モニタリングに関する基本指針

【目次】

I	検査の準備	2
1.	検査官の心構え	2
(1)	綱紀・品位・秘密の保持	2
(2)	適正な手続の遵守	2
(3)	効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明	2
(4)	自己研さんと能力の発揮	2
2.	検査実施の検討	3
(1)	検査対象先の選定	3
(2)	検査の種類	3
(3)	検査の方法	3
3.	検査命令書の作成	4
4.	検査基準日	4
5.	予告検査	4
(1)	予告検査	4
(2)	検査予告時期	4
6.	検査の実施	5
II	検査の手順等	5
1.	臨店検査	5
(1)	検査命令書等の提示及び説明事項	5
(2)	検査関係情報の第三者への開示制限	6
(3)	検査資料の徴求	8
(4)	現物検査	8
(5)	検査対象先の業務等への配慮	9
(6)	双方向の対話を重視した検査の実施	9
(7)	事実の解明又は認定	10
(8)	計数等による実態把握	10
(9)	事実及び経緯の記録	10
(10)	業務運営等の基本的な問題の把握	11
(11)	臨店検査におけるその他の留意事項	11

2. 臨店検査終了後	13
(1) 検査結果の取りまとめ	13
(2) 講評等	13
(3) 検査終了の通知	14
(4) 勧告	15
(5) 検査結果の公表等	15
(6) 検査後のフィードバック等	15
Ⅲ 意見申出制度・検査モニター	16
1. 意見申出制度	16
(1) 検査対象先への説明	16
(2) 意見申出制度の概要	16
2. 検査モニター	17
(1) 検査対象先への説明	17
(2) 検査モニターの概要	17
Ⅳ 書類の作成等に関する特例及び留意点	19
1. 英語による提出書類の作成等に関する特例	18
2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点	19
3. 書類の提出方法等の留意点	19
Ⅴ 関係部局・自主規制機関等との連携等	20
1. 関係部局との連携等	20
(1) 財務局等	20
(2) 監督部局等	20
2. 自主規制機関等との連携等	20
(1) 自主規制機関	20
(2) 他省庁	20
(3) 捜査当局等	21
(4) 海外証券規制当局等	21
(5) その他	21
Ⅵ 施行日	21
Ⅶ 参考	23
1. 検査のイメージ図	23
2. 提出資料一覧	23
(別紙)	23

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する検査に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとともに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する等の配慮が必要である。

（注１）証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。

また、検査は、法令の検査権限に基づく検査を指し、モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

（注２）本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

I 検査の準備

1. 検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル（業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。）や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因（例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス（経営管理態勢を指す。以下同じ。）等）の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

2. 検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

（１）検査対象先の選定

検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

（２）検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

（３）検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。

④ 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時期を同じくして行う検査をいう。

（注）留意事項

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

3. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式1）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

5. 予告検査

（1）予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（2）検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ 1.（1）口参照）。

6. 検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

II 検査の手順等

1. 臨店検査

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼（検査を受けて（予告検査の場合は、検査予告後）、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する。）
- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査関係情報（Ⅱ 1.（2）①参照）の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 意見申出制度の概要（Ⅲ 1.「意見申出制度」参照）
- ⑥ 検査モニターの概要（Ⅲ 2.「検査モニター」参照）
- ⑦ 必要な提出資料の提示（Ⅶ 2.「提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

- ロ. 予告検査の場合には、検査予告時に、
- i. 上記①及び②の項目の説明、
 - ii. 臨店検査着手日の伝達並びに
 - iii. これ以降の資料保存等の要請をする
- とともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするものとする。また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明す

るものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式2））に記名すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ. 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名を受けるものとする。

ロ. ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ. 主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局

等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

- ・ 検査対象先の経営管理会社への開示であつて、過去の検査において、当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合(当該経営管理会社に変更がない場合に限る。)
- ・ 検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者(例えば、業務委託先)に検査に係る事項について確認をするため当該第三者に対して行う開示であつて、当該確認のため必要な限度内で検査関係情報を開示する場合
- ・ 検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談のために行う開示であつて、当該開示について事前に主任検査官に報告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障がないと判断した場合

ロ. 検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

(3) 検査資料の徴求

① 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

② 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③ 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

④ 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

(4) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であって

も、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。
- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合

は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べることは又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(9) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証書類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票（別紙様式4）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票（別紙様式5）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票（別紙様式6）

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項（以下「留意すべき事項」という。）について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

(10) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(11) 臨店検査におけるその他の留意事項

① ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

② 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官（以下「証券検査指導官」という。）と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、必要な指示を受けるものとする。

③ 反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認（反面調査）を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④ 業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）する。当該検査については、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤ 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等（以下「検査拒否等」という。）により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。）。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥ 災害発生時等の対応

イ. 主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、必要に応じて主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

ロ. 主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査

指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告）し、指示を受けるものとする。検査の一時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取扱いとする。

a. 一時的な中断の検討

- ・ 検査対象先の作業に長時間を要する場合
- ・ 検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合

b. 一時的な中断又は中止の検討

- ・ 会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合

2. 臨店検査終了後

（１）検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係（財務局等にあつては、審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

（２）講評等

- ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ. 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

ロ. 上記イ. のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

② 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者

イ. 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官 1 名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）する。なお、講評（留意すべき事項を除く）は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取り組みの促進に資するよう努めるものとする。

（３）検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあつては、財務局長等説明等の後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあつては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式 7）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3 か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

(4) 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

(5) 検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1 年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(6) 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のモニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングの PDCA サイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ 意見申出制度・検査モニター

1. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。(Ⅱ

1. (1) イ. ⑤参照)

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

(注) 上記意見相違事項以外の申出内容(法令解釈、新たな論点、新たな主張等)は対象外となる。

ハ. 意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式 9）を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

ヘ. 証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書（別紙様式 10）を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。

- ・意見相違事項が上記ロ.（注）に該当する場合
- ・上記ハ. に定める期限を超えて提出された場合

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者（検査対象先）に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

2. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。（Ⅱ 1.（1）イ. ⑥参照）

（2）検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙（別紙様式 11）に記入し、電子情報処理組織を使用する方法又は郵送に

より送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。
財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、
証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

IV 書類の作成等に関する特例及び留意点

1. 英語による提出書類の作成等に関する特例

下記（１）又は（２）に該当する者は、（３）に掲げる書類（③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄）について、英語で作成（記載）し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成（記載）するものとする。

（１）金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融

庁長官が定める書類を定める件（令和４年金融庁告示第１３号）第１号又は第２号の規定の適用を受けて金商法第２９条の登録、同法第３０条第１項の認可又は同法第３１条第４項の変更登録を受けた者（ただし、同告示第３号に規定されている業務範囲に限る。）

（２）海外投資家等特例業務届出者

（３）英語で作成（記載）し、提出することができる書類

- ① 第三者非開示承諾書 別紙様式２
- ② 検査関係情報開示承諾申請書 別紙様式３－１、３－２
- ③ 整理票「事実関係に対する認識」欄 別紙様式４
- ④ 質問票「質問事項に対する回答」欄 別紙様式５
- ⑤ モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄 別紙様式６
- ⑥ 意見申出書 別紙様式８
- ⑦ 意見申出書の取下げについて 別紙様式９
- ⑧ 検査モニター【アンケート方式】 別紙様式１１
- ⑨ 臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料（Ⅶ２．「提出資料一覧」参照）

なお、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記（１）又は（２）に該当する者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

２．検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

３．書類の提出方法等の留意点

検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出及び証券監視委又は財務局等から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

V 関係部局・自主規制機関等との連携等

1. 関係部局との連携等

(1) 財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局の間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局の間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

2. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関の間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等

との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、IOSCOに加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

VI 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和元年 5 月 7 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 2 年 9 月 17 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 2 年 12 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 3 年 1 月 12 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 3 年 11 月 22 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。

(改正)

本指針は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

VII 参考

1. 検査のイメージ図
2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 モニタリング確認票
- ・ 様式 7 検査終了通知書
- ・ 様式 8 意見申出書
- ・ 様式 9 意見申出取下書
- ・ 様式10 意見申出不受理決定通知書
- ・ 様式11 検査モニター用紙

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。また、海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第 63 条の 11 第 2 項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 3 及び第 3 項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2

号及び第3項)

- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (8) 適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)
- (9) 海外投資家等特例業務届出者(金商法第63条の14、第194条の7第2項第2号の3及び第3項。また、海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)
- (10) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)
- (11) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (12) 高速取引行為者(金商法第66条の67、第194条の7第2項第3号の3及び第3項)
- (13) 投資運用関係業務受託業者(金商法第66条の88、第194条の7第3項)
- (14) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
- (15) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
- (16) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (17) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第103条の4、第194条の7第3項)
- (18) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第106条の16、第194条の7第3項)
- (20) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (21) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (22) 金融商品取引所(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- (23) 自主規制法人(金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)

- (24) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (25) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (31) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (32) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (33) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (35) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (36) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (37) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (38) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (39) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (40) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (41) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (42) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 1 号及び第 2 号)
- (43) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供及び利用環境の

整備等に関する法律第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 3 号及び第 4 号)

- (44) その他、上記(1)から(43)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者(移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 1 号)

ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)

ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 7 項)

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。